

添 付 資 料

目次

	基準・要綱等名	ページ
1	IS014001環境方針（平成23年9月）	1
2	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	2
3	再資源の利用の促進について（平成3年10月）	3
4	三重県建設副産物処理基準（平成24年7月）	4
5	土木工事安全施工技術指針（平成21年3月）	35
6	建設機械施工安全技術指針（平成17年3月）	38
7	建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月）	39
8	土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成4年3月）	40
9	建設工事の安全対策に関する措置について（平成4年4月）	41
10	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針（平成2年9月）	42
11	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月）	43
12	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（平成20年4月）	44
13	道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月）	45
14	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月）	50
15	道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）	53
16	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）（平成20年12月）	54
17	仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月）	55
18	三重県産業廃棄物税条例（平成21年4月）	58
19	三重県生活環境の保全に関する条例（平成22年3月）	63
20	三重県リサイクル製品利用推進条例（平成21年3月）	64
21	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成21年12月）	68
22	みえ・グリーン購入基本方針（平成20年7月）	73
23	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱（平成23年4月）	75
24	施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領（平成13年3月）	79

環境方針

基本理念

地球温暖化に伴う気候変動が深刻化しており、低炭素社会への取組など、持続可能な社会の実現に向けた議論や取組が活発に行われています。

そうした中で、2011年3月に発生した東日本大震災に端を発し、電力需給が逼迫する事態となり、便利な生活を追求し、必要以上にエネルギーを消費するこれまでのライフスタイルについて見直しを迫られています。

そこで、私たちは、幅広い視野や将来に配慮する感性・創造力を大事にし、職員一人ひとりが率先してこれまでの自分たちの仕事のスタイルを見直し、三重のかけがえのない豊かな環境を守り、育て、次世代に継承していきます。

また、政策・事業の展開にあたっては、地域の社会的な絆やつながりを大切にしながら、経済的な尺度や物質的な豊かさだけでなく「新しい豊かさ」につながる環境取組を戦略的に進めていきます。

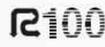
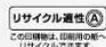
基本方針

私たちは、「環境マネジメントシステム」を県政のマネジメントのベースに位置づけ、職員一人ひとりの「環境マインド」を高めながら、あらゆる行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減、環境創造の推進に率先して取り組みます。

- 1 すべての部局において、業務の独自性や地域性を考慮し、環境マインドの醸成や環境負荷の低減、新たな環境創造につながる「環境目的・目標」を定め、各所属が主体となった環境活動を積極的に進めていきます。
- 2 あらゆる行政活動において、「環境負荷の低減・新たな環境創造につなげるための仕事の進め方等の見直し」や「省エネルギー・省資源の推進」の観点から、不断の改善、改革に取り組みます。
 - ①職員一人ひとりが、業務の遂行過程を抜本的に見直すことにより、温室効果ガス排出量、コピー用紙使用量、ごみ排出量について削減を図ります。
また、公共工事等の環境に大きな影響を与える事業については、計画段階から環境配慮を徹底します。
 - ②高効率機器や低公害車など環境負荷をかけない新技術の導入を積極的に推進していくことや、物品やサービスの購入の際には、その必要性を常に考慮し、「みえ・グリーン購入基本方針」を徹底することで省エネルギー・省資源を着実に実行していきます。
- 3 環境関連法規等を遵守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。
- 4 環境目的・目標の達成状況等を定期的に検証し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
- 5 環境方針や環境目的・目標の達成状況等、環境マネジメントシステムに関する情報について、職員等に周知するとともに、一般に公開します。

2011年9月30日

三重県知事 鈴木 英敬



古紙配合率100%
再生紙を使用しています



2. 建設副産物適正処理推進要綱

(平成14年5月30日 国官総第122号 国総事第21号 国総建第137号)

目 次

- 第1章 総則
 - 第1 目的
 - 第2 適用範囲
 - 第3 用語の定義
 - 第4 基本方針
- 第2章 関係者の責務と役割
 - 第5 発注者の責務と役割
 - 第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割
 - 第7 下請負人の責務と役割
 - 第8 その他の関係者の責務と役割
- 第3章 計画の作成等
 - 第9 工事全体の手順
 - 第10 事前調査の実施
 - 第11 元請業者による分別解体等の計画の作成
 - 第12 工事の発注及び契約
 - 第13 工事着手前に行うべき事項
 - 第14 工事現場の管理体制
 - 第15 工事完了後に行うべき事項
- 第4章 建設発生土
 - 第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進
 - 第17 工事現場等における分別及び保管
 - 第18 運搬
 - 第19 受入地での埋立及び盛土
- 第5章 建設廃棄物
 - 第20 分別解体等の実施
 - 第21 排出の抑制
 - 第22 処理の委託
 - 第23 運搬
 - 第24 再資源化等の実施
 - 第25 最終処分
- 第6章 建設廃棄物ごとの留意事項
 - 第26 コンクリート塊
 - 第27 アスファルト・コンクリート塊
 - 第28 建設発生木材
 - 第29 建設汚泥
 - 第30 廃プラスチック類
 - 第31 廃石膏ボード等
 - 第32 混合廃棄物
 - 第33 特別管理産業廃棄物
 - 第34 特殊な廃棄物

[本文省略]

3. 再資源の利用の促進について

(平成3年10月25日 技調発第243-2号建設大臣官房技術審議官通達)

目 次

1. 再生資源の利用
2. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進
3. 各事業執行機関における再生資源の利用の促進を図るため、地方建設局と地方公共団体等との緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

[本文省略]

4. 三重県建設副産物処理基準

昭和59年9月制定
平成2年4月改定
平成4年4月改定
平成7年4月改定
平成11年7月改定
平成15年4月改定
平成24年7月改定

第1条 目的

この基準は建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2条 用語の意義

この基準に掲げる用語の意義は次による。

(1) 建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

(2) 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。（廃掃法施行例第2条）

建設発生土には、

- ① 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、
- ② 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂（浚渫土）、その他これに類するものがある。

一方、「建設工事において発生する建設汚泥」は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

土砂と建設汚泥の区分については、次に示す環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日環産第110329004号）によるものとする。

【建設汚泥の取り扱い】

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50 kN/m²以下である。

しかし、掘削物を標準使用ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

(3) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙1のとおりである。

第3条 適用範囲

この基準は、三重県が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用する。

第4条 基本方針

発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 建設副産物のうち、再使用がされないものは、再生利用に努めること。
- (4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第5条 原則化ルール

建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施することを原則とします。

- コンクリート塊、アスファルト塊
 - ・ 工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。
- 建設発生木材（伐採根、伐採木を含む）
 - ・ 原則として再資源化施設へ搬出する。
ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（中間処理施設での焼却）することができる。
 - (1) 工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、
 - (2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- 建設汚泥
 - ・ 工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。
 - ・ 工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理（最終処分）を行う。
- 建設発生土
 - ・ 工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（公有地、民間建設工事を含む）へ搬出する。
 - ・ 工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場等（公有地、民間建設工事を含む）へ搬出できない場合、私有地へ適正に処分する。

第6条 各段階における計画書の作成等

1. 建設工事の計画段階においては、別紙2「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」を作成する。（設計業務の受注者等が作成）
2. 建設工事の設計段階においては、別紙3「リサイクル計画書（詳細設計）」を作成する。（設計業務の受注者等が作成）
3. 建設工事の積算段階においては、別紙4「リサイクル計画書（積算段階）」及び別紙5「リサイクル阻害要因説明書」を作成する。（積算担当者が作成）
4. 建設工事の施工段階においては
 - (1) 着手前
 - ① 受注者は契約額が500万円以上の工事については別紙6「再生資源利用計画書（実施書）」及び別紙7「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出するとともに、JACICが運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力する。
 - ② 監督員は建設リサイクル法第10条の対象建設工事について、同11条の通知（別紙8）を行う。
 - (2) 工事中
 - ① 受注者は建設副産物を工事現場から搬出する場合は廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示する。
 - (3) 完了後
 - ① 受注者は JACIC が運用する「建設副産物情報交換システム」に実績報告を入力する。
 - ② 受注者は、すみやかに別紙6「再生資源利用計画書（実施書）」及び別紙7「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出する。
 - ③ 受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用なお、書面は上記②を兼ねるものとする。

第7条 建設発生土

（搬出の抑制）

1. 建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるものとする。

（原則化ルール）

2. 三重県が発注する公共工事においては、建設発生土の利用について、次のとおり使用することを原則とする。

・工事現場から50km以内の他の公共工事から搬出される発生土がある場合には工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、経済性に拘わらず利用する。

（公共事業間の利用調整及び再利用推進）

3. 建設発生土の再利用等については、建設発生土情報交換システム（JACIC 運用）を使用して事前に情報の入出力を行い、建設発生土を必要とする工事を担当する機関または建設発生土を搬出する工事を担当する機関との調整に努め、次の方法によって建設発生土の有効利用を図るものとする。

なお、土質によっては、工法等を工夫し、再資源化施設の活用、必要に応じ土質改良を行うこと等により建設発生土の再利用及び工事間流用を図るものとする。

[建設発生土の取り扱い]

建設発生土は以下に示す順序で処理するものとする。

- ① 現場内流用（自ら利用）
- ② 50km以内の「他の公共工事」に流用（ストックヤードへの搬出入含む）
- ③ 50km以内の公有地へ適正に処分する。
- ④ 50km以内の「民間建設工事」に流用
- ⑤ 民有地へ適正に処分する。

[参考資料]

- ① 土質区分基準……………別紙11
- ② 適用用途標準……………別紙12
- ③ セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の
六価クロム溶出試験実施要領（案）……………別紙13

(積算上の注意事項)

4. 建設発生土の再利用に関する積算、手続き等に関して下記事項に留意するものとする。

(1) 現場内流用ができない建設発生土については処分地を指定することを原則とし、処分地までの実運搬距離を計上するものとする。

この場合、特記仕様書に処分先及び運搬距離を明記する。

(2) 設計時に処分地を指定することが困難な場合は、次により処理することができる。

① 建設発生土が100m³未満のときは運搬距離を4kmとして計上する。なお、契約後、受注者が実際に処分した処分地までの実運搬距離に増減を生じても変更処理をしないものとする。

この場合、特記仕様書には、「自由処分」と明記し、運搬距離は記入しない。

② 建設発生土が100m³以上のときは、暫定的に運搬距離を8kmで計上し、契約後、協議により決定した処分地までの実運搬距離に変更契約を行うものとする。

この場合、特記仕様書には、「処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離8km」と明記すること。

(3) 処分地における処分費の取り扱いは次のとおりとする。

① 自由処分の場合は、処理費は計上しない。

② 指定処分の場合は、処分地の地形上明らかに建設機械等の補助が必要な場合は全処分土量の50%以内で費用を計上できるものとする。

(4) 公的ストックヤードを利用する場合は特記仕様書に明記するものとする。

(5) 受注者は、民有地へ処分する場合は別紙14「建設発生土受入承諾書」を事前に得るものとする。

(6) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は運搬車両1台毎に別紙15「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握する。

第8条 建設廃棄物

(排出の抑制)

1. 建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

(分別解体等及び再資源化等の実施)

2. 建設リサイクル法の対象建設工事の施工者は分別解体等及び再資源化等を行うものとする。

(処理の委託)

3. 元請け業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

(1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。

(2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

(3) 建設廃棄物の排出にあたっては、産業廃棄物管理表（紙マニフェストの交付、または電子マニフェストの使用）により、最終処分（再生を含む）が完了したことを確認すること。

(積算上の留意点)

4. 積算者は積算時に以下のことに留意するものとする。

(1) 再生資源化施設へ搬出する場合の積算は、運搬費及び処理費を計上する。

特記仕様書には特段の理由がある場合を除き処分先及び運搬距離は明示しないこと。

(2) やむを得ず最終処分場へ搬出する場合は、運搬費及び処理費を計上する。特記仕様書には特段の理由がある場合を除き処分先及び運搬距離は明示しないこと。

第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用

(原則化ルール)

1. 三重県が発注する公共工事においては、リサイクル製品の利用については次のとおり使用することを原則とする。

○再生砕石

工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、工事現場から40km以内に再資源化施設がある場合には経済性にかかわらず再生砕石を利用する。

○再生加熱アスファルト混合物

工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、工事現場から40km以内、且つ運搬時間1.5時間以内に再資源化施設がある場合には経済性にかかわらず再生加熱アスファルト混合物を利用する。

○グリーン購入法に基づく特定調達物品等

知事が定める調達方針に基づき、環境物品等の調達を行うよう努める。

○三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品

県の公共事業にあつては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。

国、市町等の公共工事にあつては、できる限り使用するよう努めるものとする。

2. 再生砕石（RC-40）の品質規格

再生砕石（RC-40）は、路盤発生材、アスファルトコンクリート発生材またはセメントコンクリート発生材から製造された再生骨材や、それらの発生材でグリズリフィーダを通過した材料などを単独もしくはこれらを混合したもの、および必要に応じて新規骨材を加えたもので、下記の品質規格を満たすものとする。

(1) 修正CBR 30%以上

(2) 塑性指数 6以下

(3) すりへり減量 50%以下

(4) 粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	粒度範囲 (%)
53.0	100
37.5	95～100
19.0	50～80
4.75	15～40
2.36	5～25

[注] 再生骨材の粒度は、モルタルなどを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。
路盤以外に用いる場合も、上記品質規格に準拠したものを使用すること。

(5) 異物の混入 金属片、内装材、木片などの異物を有害量含まない。

(6) 受注者は、再生砕石（RC-40）を使用するにあたっては、上記(1)～(4)に関して材料の使用
前3ヶ月以内に実施した材料試験の成績表を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けるもの
とする。

*詳細については、「舗装再生便覧」（平成22年11月（社）日本道路協会）を参照のこと。

3. 再生合材

(1) 品質規格は（社）日本道路協会発行「舗装再生便覧」（平成22年11月）の規定によること。

(2) 適用工種は次のとおり

- ・再生資源が表層又は基層工の加熱アスファルト混合物の場合は、表層工又は基層工用の材料
- ・再生資源が加熱アスファルト安定処理混合物の場合は、上層路盤工用の材料

4. みえ・グリーン購入基本方針に基づく環境物品等

- ・基本調達品目ごとに定められた調達目標値を満足するよう、使用に努めること。

5. 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品

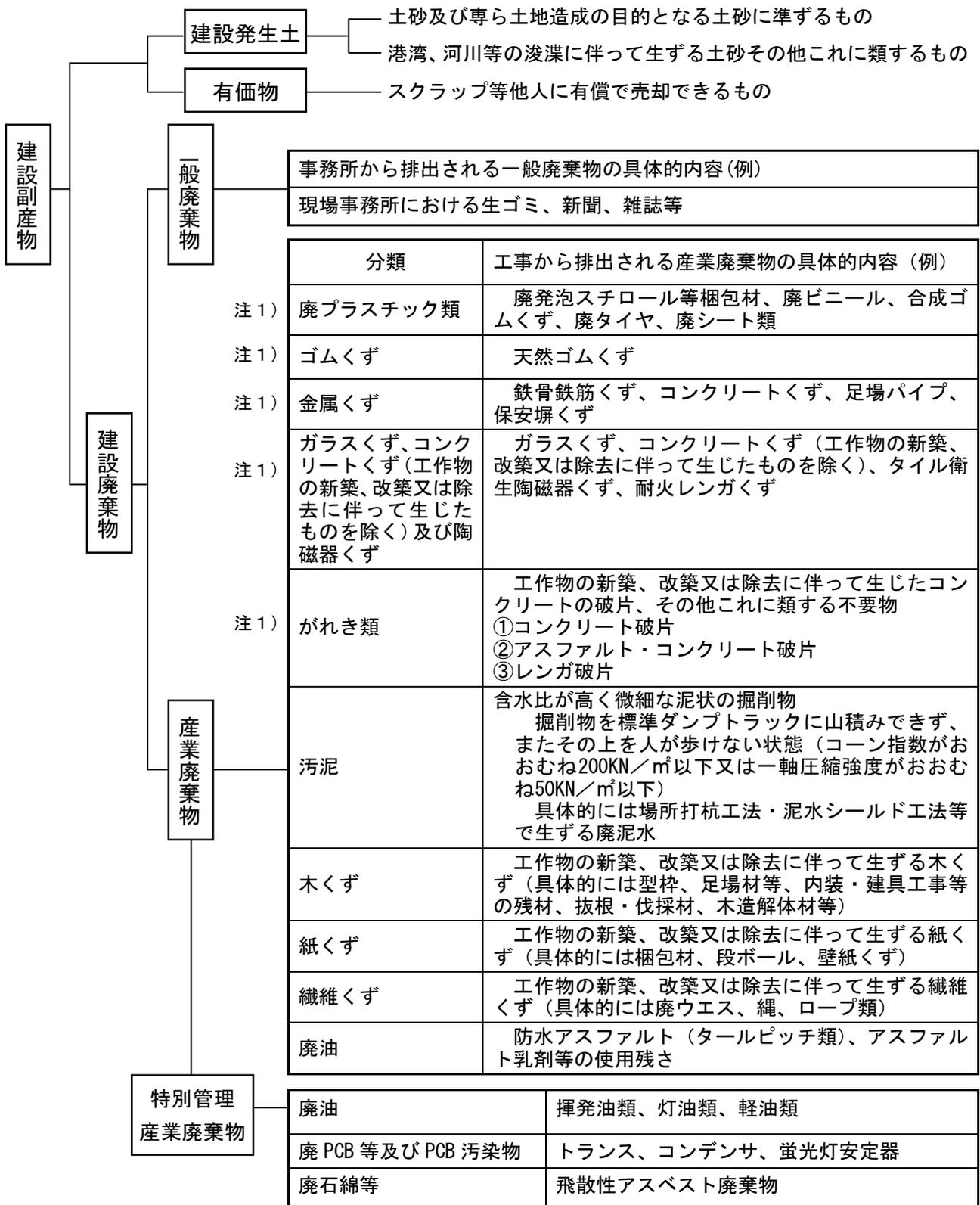
- ・県の公共事業にあつては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。

国、市町等の公共工事にあつては、できる限り使用するよう努めるものとする。

第10条 附則

1. この基準は平成24年7月1日より適用する。

建設副産物と建設廃棄物の関係と具体例



注1) 安定型最終処分場で処分可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(廃プラスチック類、金属くず)、廃容器包装(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)は除く。
 注2) 建築工事に関する廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴わない木くず(街路樹の剪定枝葉、堤防の除草による草、ダムの流れ木等)、紙くず、繊維くずは一般廃棄物となる。

リサイクル計画書（概要設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資源を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦+⑨)×100	備考
建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現地点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 設計概要

発注機関名	
委託場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③) / ① × 100	備考
土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資源を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦+⑨) × 100	備考
第1種 建設発生土	地山 ^{m³}	%					
第2種 建設発生土	地山 ^{m³}	%					
第3種 建設発生土	地山 ^{m³}	%					
第4種 建設発生土	地山 ^{m³}	%					
泥土（浚渫土）	地山 ^{m³}	%					
合計	トン	トン	トン	トン	トン	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

※建設発生土の区分（既存資材から判断するものとする）

① 第1種建設発生土・・・砂、レキ、及びこれらに準ずるもの。

② 第2種建設発生土・・・砂質土、レキ質土及びこれらに準ずるもの。

③ 第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘粒土及びこれらに準ずるもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④ 第4種建設発生土・・・粘粒土及びこれらに準ずるもの（第3種建設発生土を除く）

⑤ 泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ね2以下のもの。

リサイクル計画書（積算段階）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期（予定）	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
上砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資源を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ ストックヤードへの搬入量	⑪ 現場内利用率 ⑦+⑧×100	⑫ 有効利用率 (⑩+③+⑪-⑩)/⑥×100	備考
第1種 建設発生土	地山m ³	%	%					
第2種 建設発生土	地山m ³	%	%					
第3種 建設発生土	地山m ³	%	%					
第4種 建設発生土	地山m ³	%	%					
泥土（浚渫土）	地山m ³	%	%					
合計	地山m ³	%	%					
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

①第1種建設発生土：砂、レキ、及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土：砂質土、レキ質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※建設汚泥、建設発生木材の、「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※「⑩ストックヤードへの搬入量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事を含む。

④第4種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土）；浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

I. 建設資材利用計画

[] 内；目標値、() 内；達成値	土	砂	砕石	アスファルト混合物
	() %	() %	() %	() %
再生資源利用率の目標値（100%）を達成できない理由	[] %	[] %	[] %	[] %
再生材の供給場所がない				
再生材の規格が仕様に適合しない				
その他（下の括弧内に記入）				

その他

()

II. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[] 内；目標値、() 内；達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	() %	() %	() %
有効利用率の目標値を達成できない理由	[] %	[] %	[] %
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
最資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

()

通 知 書

平成 年 月 日

知事
市長 あて

発注者職氏名：

住 所：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連 絡 先	所 属 名			
	担当者職氏名			
	電 話 番 号	— — (内線)		
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称			
	工 事 の 場 所	市 郡 町 村 地 内		
	工 事 の 概 要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)		
	特定建設資材の利用 計画書 注2	分 類	利 用 量	備 考
		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物	ト ト ト ト	
	特定建設資材廃棄物 の搬出計画 注3	分 類	発 生 量	備 考
	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 木材(木材が廃棄物になったもの) <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	ト ト ト		
請 負 者	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
	会 社 名		現場代理人氏名	
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号	— — (内線)	F A X	— —

※ 受付番号

- 注1) 建物外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)
- 注2) 建築物の新築、増改築、修繕、リフォーム及び土木工事等その他の工作物の工事で、特定建設資材を搬入する工事について記入する。
- 注3) 建築物及び土木工作物の解体工事で特定建設資材を搬出する工事について記入する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2), 3), 4)}	コーン 指数 qc ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6), 7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質(記号)	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれら に準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}	—	
	第1種改良土 ^{*8)}		人工材料	改良土{I}	—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が 確保される粘性土及 びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
第3種改良土	人工材料	改良土{I}	—			
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに 準ずるもの (第3種発生土を 除く))	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
(泥土) ^{*1), 9)}	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	泥土c		有機質土	有機質土{O}	80%程度以下	
			高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて、改良土以外の細工分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒土	土の粒土試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする（参考表参照）

表-3 適用用途標準(1)

適用用途		工作物の埋戻し		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
						路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれら に準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 〔砂質、礫質土及び これらに 準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種 発生土	◎	細粒分含有率注意	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種 改良土	◎		◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確 保される粘性土及び これに準ずるもの〕	第3a種 発生土	○		○		○		◎	施工機械の 選定注意
	第3b種 発生土	○		○		○		◎	施工機械の 選定注意
	第3種 改良土	○		○		○		◎	施工機械の 選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれに 準ずるもの〕	第4a種 発生土	○		○		○		○	
	第4b種 発生土	△		△		△		○	
	第4種 改良土	△		△		△		○	
粘土	粘土 a	△		△		△		○	
	粘土 b	△		△		△		△	
	粘土 c	×		×		×		△	

〔評価〕

- ◎：そのまま使用が可能なもの、留意事項に使用時の注意を示した。
 ○：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
 △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
 ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

- 含水率低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：個化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強剤等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
 粒土分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒土分布に注意を要するもの。
 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施行機械の接地圧に注意を要するもの。
 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

表－3 適用用途標準(2)

適用用途 区分		河川築堤				土地造成				水面埋立	
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれら に準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	粒度分布注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれら に準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎	表層利用注意	◎		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確 保される粘性土及び これに準ずるもの〕	第3a種	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれに 準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	○		○		○		○		◎	
	第4種 改良土	○		○		○		○		◎	淡水域利用注意
粘土	粘土 a	○		○		○		○		○	
	粘土 b	△		△		△		△		○	
	粘土 c	×		×		×		△		△	

参考表 コーン指数（qc）の測定方法

※「締固めた土のコーン指数試験方法（JIS A 1228）」（地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268）をもとに作成

供試体の作成	試料	4.75mmふるいを通したものの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通させたものとする。
	モールド	内径100mm 高さ127.3mm
	ランマー	質量2.5kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1 cm/s
	方法	モールドをうけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数（qc）	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3.24cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）

1. 適用範囲

本試験要領は、セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する改良土の六価クロムの溶出試験に適用するものとし、対象工法は表-1のとおりとする。ここで、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加剤加えたものを含める。

2. 試験の種類及び方法

本試験要領における六価クロム溶出試験は、以下の方法で構成される。

2-1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合の試験

本試験では原地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。

(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法1」という）

環境庁告示46号の溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した2mm以下の土壌を用いて6時間連続振とうした後、六価クロム溶出量を測定する方法である^{注1)}。この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。

(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法2」という）

改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法3」という）

タンクリーチング試験は、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である（添付資料2を参照）。この試験は、改良土量が5,000m³^{注2)}程度以上または改良体本数が500本程度以上の改良工事のみを対象に、上記（2）で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの特価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

(4) 試験方法2及び3の実施を要しない場合

試験方法1で六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、試験方法2及び3を実施することを要しない。ただし、火山灰質粘性土を改良する場合は、試験方法1の結果にかかわらず、試験方法2及び3を実施するものとする。

注1) 環境庁告示46号溶出試験

（添付資料1）のとおり、平成3年8月23日付け環境庁告示46号に記載された規格で行う。

注2) 施工単位がm³となっている場合はm³への換算を行う。

2-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合の試験

本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。

- 1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合
- 2) 過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

- (1) 配合設計、プラントにおける品質管理、もしくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法4」という）

この試験は、固化材が適切かどうか、もしくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壤環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発生者（以下、「供給する者」という）が実施し、利用者（以下、「施工する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発生者から試験結果の提示を受けなければならない。環境庁告示46号溶出試験の方法は2-1(1)と同じ。

- (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法5」という）

2-1(2)同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

- (3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法6」という）

2-1(3)と同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

3. 供試体作成方法及び試験の個数

工事の目的・規模・工法によって必要となる供試体作成方法及び試験の数は異なるが、以下にその例を示す。

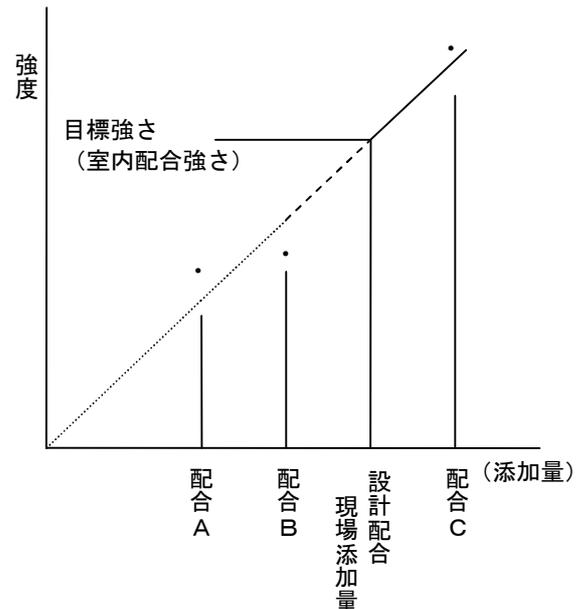
3-1 セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合

- (1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号

溶出試験（「試験方法1」に対して）

室内配合試験時の強度試験等に使用した供試体から、400～500g程度の試料を確保する。

配合設計における室内配合試験では、深度方向の各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに、添加量と強度との関係が得られるが、実際には右図のように、室内配合試験を行った添加量（配合A、B、C）と現場添加量（目標強さに対応した添加量）とが一致しない場合が多い。そのため、室内配合試験のなかから、現場添加量に最も近い添加量の供試体（配合C）を選び、各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに供試体（材齢7日を基本とする）を1検体ずつ環境庁告示46号溶出試験に供する。



- (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験

（「試験方法2」に対して）

現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理に用いた、もしくは同時に採取した試料（材齢28日目を基本とする）から、400～500g程度の試料を確保する。なお、試料の個数は、以下のように工法に応じたものを選択する。

〈試験個数1〉表層安定処理工法、路床工、上層・下層路盤工、改良土盛土工など

- 1) 改良土量が5,000m³以上の工事の場合

改良土1,000m³に1回程度（1検体程度）とする。

- 2) 改良土量が1,000m³以上5,000m³未満の工事の場合

1工事当たり3回程度（合計3検体程度）

- 3) 改良土量が1,000m³に満たない工事の場合
1 工事あたり 1 回程度 (合計 1 検体程度)

〈試験個数2〉 深層混合処理工法、薬液注入工法、地中連続壁土留工など

- 1) 改良体が500本未満の工事の場合

ボーリング本数 (3本) × 上中下3深度 (計3検体) = 合計9検体程度とする。

- 2) 改良体が500本以上の工事の場合

ボーリング本数 (3本+改良体が500本以上につき250本増えるごとに1本) × 上中下3深度 (計3検体) = 合計検体数を目安とする。

- (3) タンクリーチング試験 (「試験方法3」に対して)

改良土量が5,000m³程度以上又は改良体本数が500本程度以上の規模の工事においては、施工後の現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理の際の各サンプリング地点において、できるだけ乱れの少ない十分な量の試料 (500g程度) を確保し、乾燥させないよう暗所で保管する。タンクリーチング試験は、保管した試料のうち「試験方法2」で溶出量が最大値を示した箇所の1試料で実施する。

3-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合

- (1) 配合設計、土質改良プラントの品質管理、改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験 (「試験方法4」に対して)

- 1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合

室内配合試験による配合設計を行う場合は3-1(1)に同じ。ただし、配合設計を行わない場合においては、製造時の品質管理もしくは供給時における品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000m³程度に1検体の割合で環境庁告示46号溶出試験を行う。

- 2) 過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

利用者に提示する品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000m³程度に1検体の割合で環境庁告示46号溶出試験を行う。

- (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験 (「試験方法5」に対して)

3-1(2)に同じ。ただし、「試験方法2」を「試験方法5」と読み替える。

- (3) タンクリーチング試験 (「試験方法6」に対して)

3-1(3)に同じ。ただし、「試験方法3」を「試験方法6」と読み替える。

4. 六価クロム溶出試験等の積算の考え方について

六価クロム溶出試験費及びタンクリーチング試験費等については、共通仮設費の技術管理費等に「六価クロム溶出試験費」として、別途見積により積み上げ計上するものとする。

表－1 溶出試験対象工法

工種	種別	細別	工法概要
地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 スラリー攪拌	〈深層混合処理工法〉地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤とを強制的に攪拌混合し、強固な改良地盤を形成する工法
		薬液注入	地盤中に薬液（セメント系）を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法
	表層安定処理工	安定処理	〈表層混合処理工法〉セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法
	路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の指示力を改善する工法
舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	〈セメント安定処理工法〉現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法
仮設工	地中連続壁工（柱列式）	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする
<p>〈備考〉</p> <p>1. 土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する、盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。</p> <p>2. 本試験要領では、石灰パイル工法、薬液注入工法（水ガラス系・高分子系）凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。</p>			

土壌の汚染に係る環境基準について（抜粋）
 （平成3年8月23日環境庁告示第46号）

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告・21

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における既定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
備考		
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。		

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 資料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調整

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

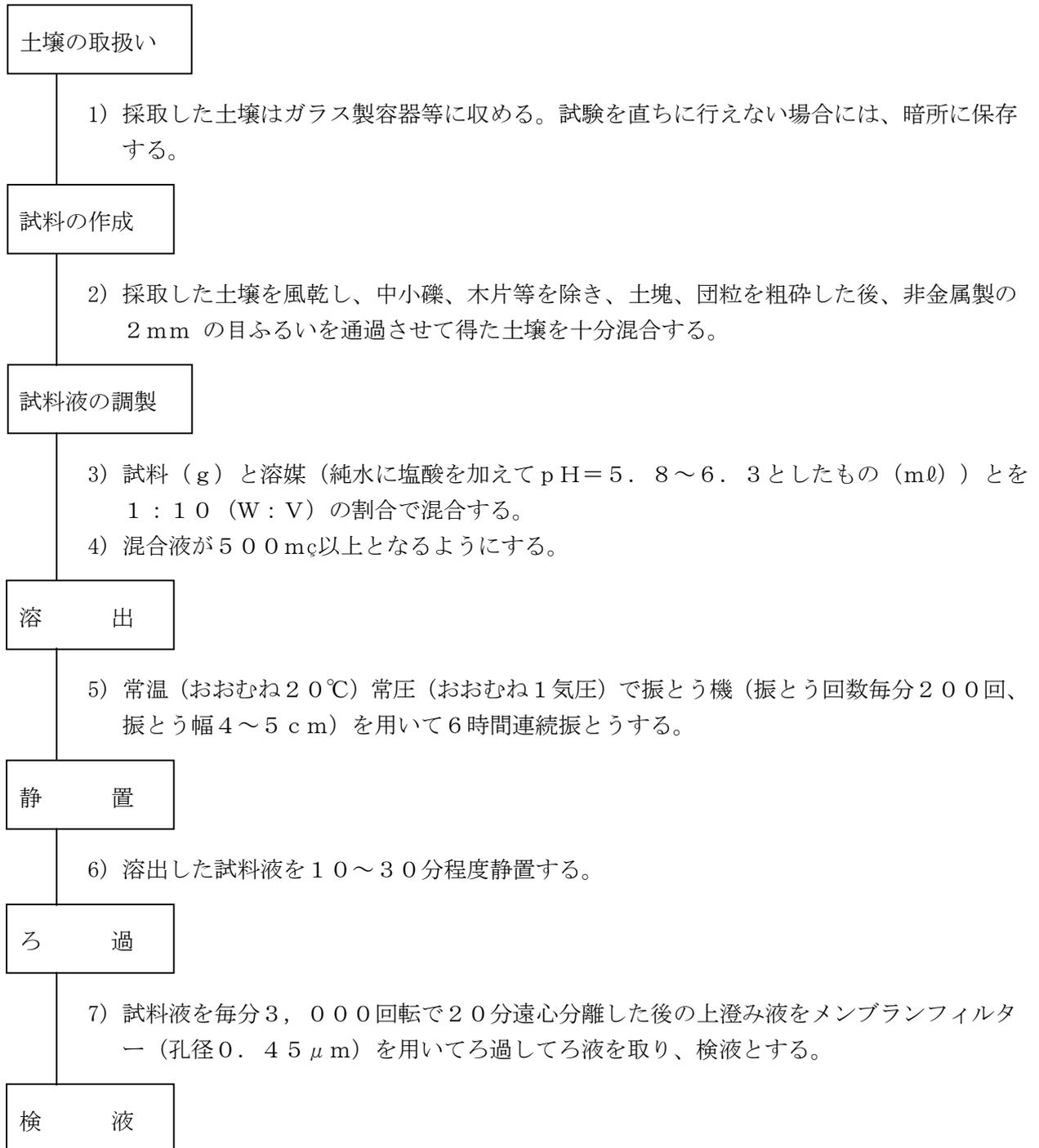
(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を的確に計り取って、これを検液とする。

分析方法と留意点

本指針で示した汚染土壤に係る分析方法の概要とその留意点は、次のとおりである。

(1) 土壤中重金属等の溶出量分析方法（土壤環境基準、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に掲げる方法）

① 検液の作成（溶出方法）



② 定量方法

ジフェニルカルバジド吸光光度法(JIS K0102の65.2.1)

フレイム原子吸光法 (JIS K0102の65.2.2)

電気加熱原子吸光法 (フレイムレス原子吸光法) (JIS K0102の65.2.3)

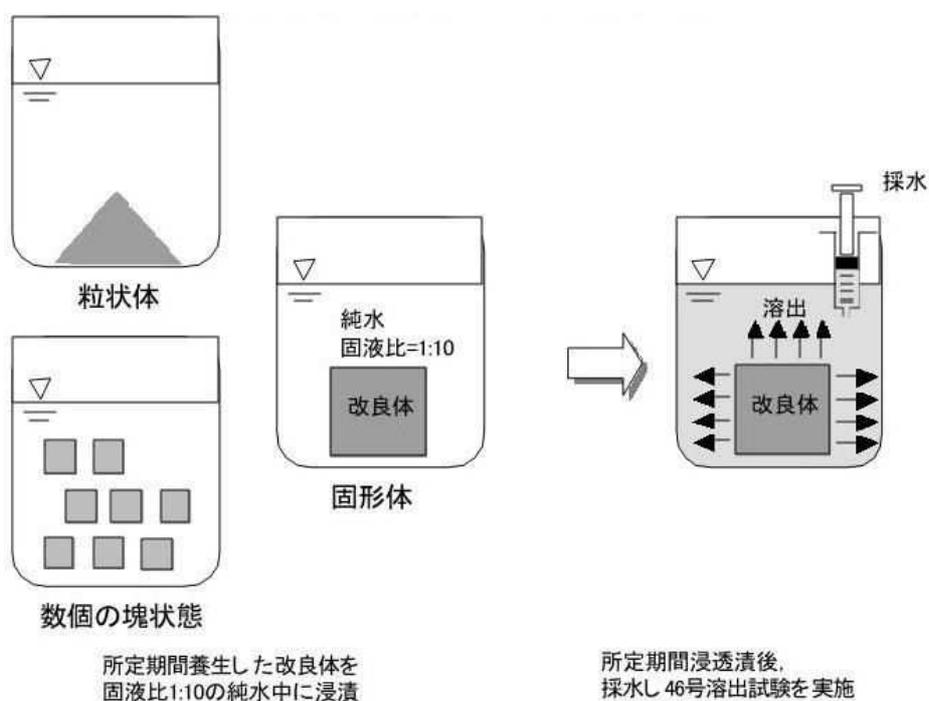
I C P 発光分析法 (JIS K0102の65.2.4)

I C P 質量分析法 (JIS K0102の65.2.5)

タンクリーチング試験について

タンクリーチング試験は下図のように、施工後の品質管理等の際に確保した試料を、塊状のまま溶媒水中に水浸し、水中に溶出する六価クロムの濃度を測定するものである。試験方法及び手順は以下のとおりである。

1. 施工後のサンプリング等で確保していた試料から400g程度の供試体を用意する。供試体は環境庁告示46号の溶出試験のように、土塊や団粒を2mm以下に粗砕せず、できるだけ塊状のものを用いる。その際、
 - 1) 一塊の固形物として確保できる場合は、固形物のまま
 - 2) 数個の塊に分割した状態の場合は、分割した塊の状態のまま
 - 3) 形状の保持が困難な粒状の状態では確保されるものについては、粒状のままを供試体とする。形状寸法は定めない。
2. 溶媒水として純水を使用する。純水の初期のpHは5.8~6.3とする。
3. 非金属製の容器を準備し、採取試料400g程度を容器内に置く。その後、所定量の溶媒水(固液比1:10、試料の乾燥重量の10倍体積の溶媒水=4L程度)を充填し、供試体のすべてが水中に没するよう水浸させる。水浸の際にはできるだけ供試体の形状が変化しないよう注意し、水浸直後の供試体の状況をスケッチにより記録する。
4. 容器を密封後、20°Cの恒温室内に静置する。この間、溶媒水のpH調整は行わない。
5. 水浸28日後に溶媒水を採水し、六価クロムの濃度測定を行う。濃度測定は(添付資料1)に示したJIS K 0102の65.2に定める方法とする。採水の際には溶媒水を軽く攪拌した後、濃度測定に必要な分量を採取し、孔径0.45 μ mのメンブランフィルターにてろ過する。
6. 試験終了後には、水中での供試体の状態をスケッチし記録する。



建設発生土受入承諾書

平成 年 月 日

(請負者名) 様

土地所有者 住所
氏名

印

三重県 発注の 工事施行に伴う発注土砂を下記のとおり、私の所有地に処分することを承諾します。

記

1 処分する場所

(市) (町村) 大字 番地
(郡)

2 地目 ()

3 処分土量

4 期間

5 法令、条例等への対応 (許可等)

6 その他

* この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。

建設発生土 搬出伝票				整理番号	
搬出年月日	平成 年 月 日	請負業者名		主任技術者	印
工事名		工事場所 (搬出元)	市 町 地内		
搬出する 土質	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 泥土 <input type="checkbox"/> 第3種		搬出する 土量 (m^3)	m^3	
搬出先 の種別	<input type="checkbox"/> 他の公共工事へ流用 <input type="checkbox"/> 中間処理施設 <input type="checkbox"/> 他の民間工事へ流用 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ストックヤード		搬出先の住所	市 町 地内	
			搬出先の名称		
運搬距離		km	指定処分 自由処分 の区分	<input type="checkbox"/> 指定処分 <input type="checkbox"/> 自由処分	
運搬車両 番号			運転者名	印	
備 考					

* この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。

* 運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として1つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。

* 印欄は、サインでも可

5. 土木工事安全施工技術指針

(平成21年3月 国土交通省大臣官房技術調査課)

目 次

- 第1章 総則
 - 第1節 総則
 - 第2節 事前調査
 - 第3節 施工計画
 - 第4節 工事現場管理
- 第2章 安全措置一般
 - 第1節 作業環境への配慮
 - 第2節 工事現場周辺の危害防止
 - 第3節 立入禁止の措置
 - 第4節 監視員、誘導員等の配置
 - 第5節 墜落防止の措置
 - 第6節 飛来落下の防止措置
 - 第7節 異常気象時の対策
 - 第8節 火災予防
 - 第9節 工事現場のイメージアップ
 - 第10節 現場管理
- 第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般
 - 第1節 工事内容の把握
 - 第2節 事前確認
 - 第3節 施工計画
 - 第4節 現場管理
- 第4章 機械・装置・設備一般
 - 第1節 建設機械作業の一般的留意事項
 - 第2節 建設機械の運用
 - 第3節 建設機械の搬送
 - 第4節 据付型・据置型機械装置
 - 第5節 移動式クレーン作業
 - 第6節 賃貸機械等の使用
- 第5章 仮設工事
 - 第1節 一般事項
 - 第2節 土留・支保工
 - 第3節 仮締切工
 - 第4節 足場等
 - 第5節 通路・昇降設備・栈橋等
 - 第6節 作業床・作業構台
 - 第7節 仮設定置機械設備
 - 第8節 仮設電気設備
 - 第9節 溶接作業
- 第6章 運搬工
 - 第1節 一般事項
 - 第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラー等
 - 第3節 不整地運搬車
 - 第4節 コンベア

- 第5節 機関車・運搬車
- 第6節 索道及びケーブルクレーン
- 第7節 インクライン

第7章 土木工事

- 第1節 一般事項
- 第2節 人力掘削
- 第3節 機械掘削
- 第4節 盛土工およびのり面工
- 第5節 発破掘削

第8章 基礎工事

- 第1節 一般事項
- 第2節 既成杭基礎工
- 第3節 機械掘削基礎工
- 第1節 オープンケーソン基礎工事、深礎工法、その他

第9章 コンクリート工事

- 第1節 一般事項
- 第2節 鉄筋工
- 第3節 型枠工
- 第4節 コンクリート工

第10章 圧気工事

- 第1節 一般事項
- 第2節 圧気作業
- 第3節 仮設備
- 第4節 施工中の調査および管理
- 第5節 ニューマチックケーソン基礎工事

第11章 鉄道付近の工事

- 第1節 事前協議及び事前調査
- 第2節 近接作業
- 第3節 各種作業

第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事

- 第1節 一般事項

第13章 道路工事

- 第1節 一般事項
- 第2節 交通保安施設
- 第3節 道路舗装
- 第4節 維持修繕工事
- 第5節 道路除雪

第14章 橋梁工事（架設工事）

- 第1節 一般事項
- 第2節 鋼橋架設設備
- 第3節 鋼橋架設作業
- 第4節 PC 橋架設設備
- 第5節 PC 橋架設作業

第15章 山岳トンネル工事

- 第1節 一般事項
- 第2節 仮設備
- 第3節 作業環境保全
- 第4節 爆発・火災防止
- 第5節 避難・救護措置
- 第6節 可燃性ガス対策

第7節 掘削工

第8節 運搬工

第9節 支保工

第10節 覆工

第16章 シールド・推進工事

第1節 一般事項

第2節 仮設備

第3節 立杭工事

第4節 シールド工事

第5節 推進工事

第17章 河川及び海岸工事

第1節 一般事項

第2節 水辺及び水上作業

第3節 潜水作業

第4節 作業船及び台船作業

第18章 ダム工事

第1節 一般事項

第2節 基礎掘削工

第3節 基礎処理工

第4節 堤体コンクリート工事

第5節 ダム材料盛土工事（フィルタイプダム）

第19章 構築物の取りこわし工事

第1節 一般事項

第2節 取りこわし工

[本文省略]

6. 建設機械施工安全技術指針

(平成6年11月1日 経機発第180号建設省建設経済局建設機械課長通達)

(平成17年3月31日 一部改正 国官技第303号、国総施第190号)

目 次

第1章	目的
第2章	適用範囲
第3章	安全対策の基本事項
第4章	安全関係法令
第5章	現地調査
第6章	施工計画
第7章	現場管理
第8章	建設機械の一般管理
第9章	建設機械の搬送
第10章	賃貸機械等の使用
第11章	掘削工、積込工
第12章	運搬工
第13章	締め固め工
第14章	仮締切工、土留工・支保工
第15章	基礎工、地盤改良工
第16章	クレーン工、リフト工等
第17章	コンクリート工
第18章	構造物取壊し工
第19章	舗装工
第20章	トンネル工
第21章	シールド掘進工、推進工
第22章	道路維持修繕工
第23章	橋梁工

[本文省略]

7. 建設工事公衆災害防止対策要綱

(平成5年1月12日 経機発第1号建設事務次官通達)

(土木工事編) 目次

第1章	総則
第2章	作業場
第3章	交通対策
第4章	軌道等の保全
第5章	埋設物
第6章	土留工
第7章	覆工
第8章	補助工法
第9章	湧水等の処理
第10章	建設副産物の処理
第11章	埋戻し
第12章	機械・電気
第13章	地下推進工事
第14章	高所作業
第15章	型枠支保工・足場等
第16条	火災及び及び酸素欠乏症の防止
第17章	その他

[本文省略]

8. 土木請負工事における安全・訓練等の実施について

(平成4年3月19日 技調発第74号建設大臣官房技術調査室長通達)

目 次

1. 安全・訓練活動の徹底
2. 安全・訓練等の積算上の位置付け
3. 安全・訓練等の契約図書における取扱い
4. 安全・訓練等の実施状況の確認
5. 施工計画における安全・訓練等の活動計画の立案
6. 適用

[本文省略]

9. 建設工事の安全対策に関する措置について

(平成4年4月14日 技調発第114号建設大臣官房技術審議官通達)

目 次

1. 設計審査制度・施工条件検討制度の創設
 - (1) 設計審査会の設置
 - (2) 施工条件検討会の設置
2. 組織的な事故調査
 - (1) 事故調査委員会の設置
3. 建設現場における連絡体制の整備
 - (1) 工事関係者連絡会議の設置
〔本文省略〕

10. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達 及び暫定指針

(通 達：平成2年4月24日 建設省技調発第110号の1
平成2年9月18日 建設省技調発第188号の1)
(暫定指針：昭和49年7月10日 建設省官技発第160号)

目 次

薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達

薬液注入工事に係る施工管理について

薬液注入工事に係る施工管理等について

(別紙1) 薬液注入工事に係る施工管理等について

〔I. 注入量の確認〕

1. 材料搬入時の管理
2. 注入時の管理

〔II. 注入の管理および注入の効果の確認〕

1. 注入の管理
2. 注入効果の確認

〔III. 条件明示等の徹底〕

(別紙2) 薬液注入工法に係る条件明示事項等について

1. 契約時に明示する事項
2. 施工計画打ち合せ時等に請負者から提出する事項
3. その他

薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針

第1章 総則

- 1-1 目的
- 1-2 適用範囲
- 1-3 用語の定義

第2章 薬液注入工法の選定

- 2-1 薬液注入工法の採用
- 2-2 調査
- 2-3 使用できる薬液

第3章 設計及び施工

- 3-1 設計及び施工に関する基本的事項
- 3-2 現場注入試験
- 3-3 注入にあたっての措置
- 3-4 労働災害の発生の防止
- 3-5 薬液の保管
- 3-6 排水等の処理
- 3-7 残土及び残材の処分方法

第4章 地下水等の水質の監視

- 4-1 地下水等の水質の監視
- 4-2 採水地点
- 4-3 採水回数
- 4-4 監視の結果講ずべき措置

[本文省略]

11. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

(昭和51年3月2日 官機発第54号の2 建設大臣官房技術参事官通達)

(改正 昭和62年3月30日 機発第58号の2)

目 次

I 総 論

- 第1章 目的
- 第2章 適用範囲
- 第3章 現行法令
- 第4章 対策の基本事項
- 第5章 現地調査

II 各 論

- 第6章 土工
- 第7章 運搬工
- 第8章 岩石掘削工
- 第9章 基礎工
- 第10章 土留工
- 第11章 コンクリート工
- 第12章 舗装工
- 第13章 鋼構造物工
- 第14章 構造物とりこわし工
- 第15章 トンネル工
- 第16章 シールド工・推進工
- 第17章 軟弱地盤処理工
- 第18章 仮設工
- 第19章 空気圧縮機・発動発電機等

[本文省略]

12. 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年12月17日 総理府、建設省令第3号)

(一部改正 平成4年7月31日 総理府、建設省令第2号)

(一部改正 平成18年2月20日 内閣府、国土交通省令第1号)

(一部改正 平成20年4月22日 内閣府、国土交通省令第2号)

目 次

第1章 道路標識

- 第1条 分類
- 第2条 種類等
- 第3条 様式
- 第4条 設置者の区分

第2章 区画線

- 第5条 種類及び設置場所
- 第6条 様式
- 第7条 道路表示とみなす区画線

第3章 道路標示

- 第8条 分類
- 第9条 種類等
- 第10条 様式

[本文省略]

13. 道路工事現場における標示施設等の設置基準

(昭和37年8月30日 道発第372号の3 建設省道路局長通達)

(平成18年3月31日 改正 国道利第37号、国道国防第205号)

(道路工事の標示)

1. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2. 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3. 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4. 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管理)

5. 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。





別表 備考

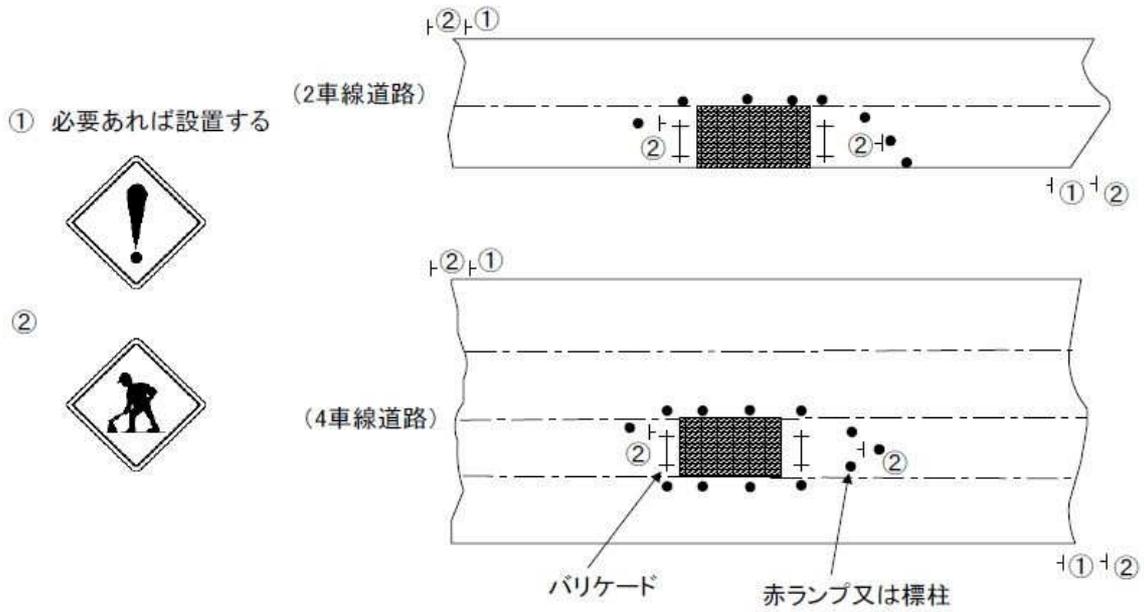
一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

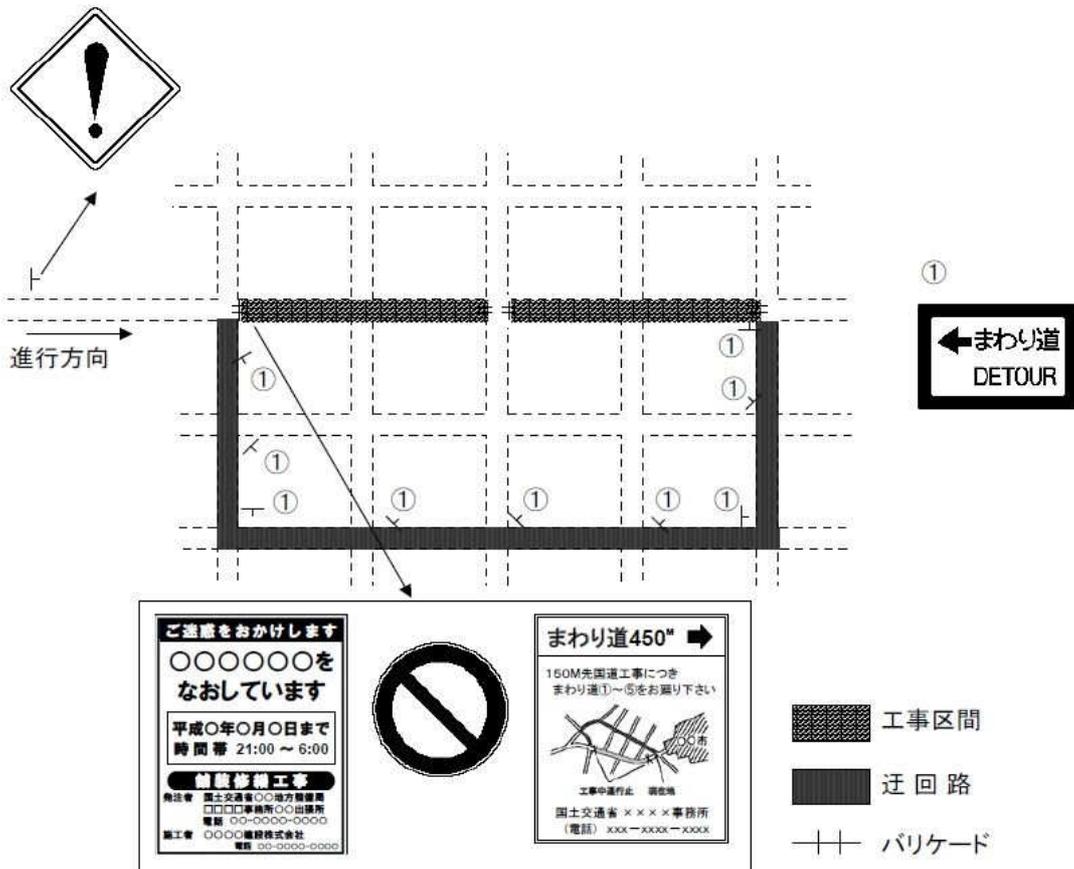
二 様式2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

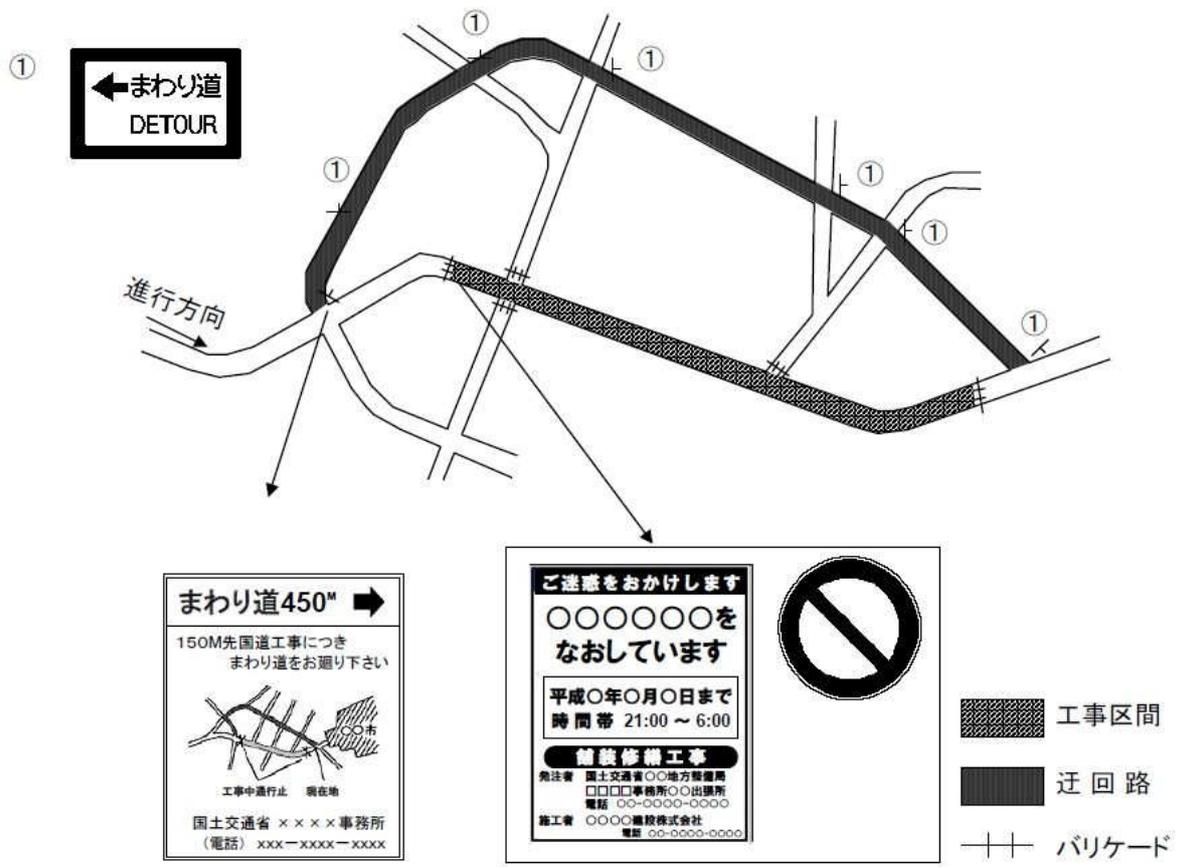
参考（１） 車線の一部が工事中の場合の標示例



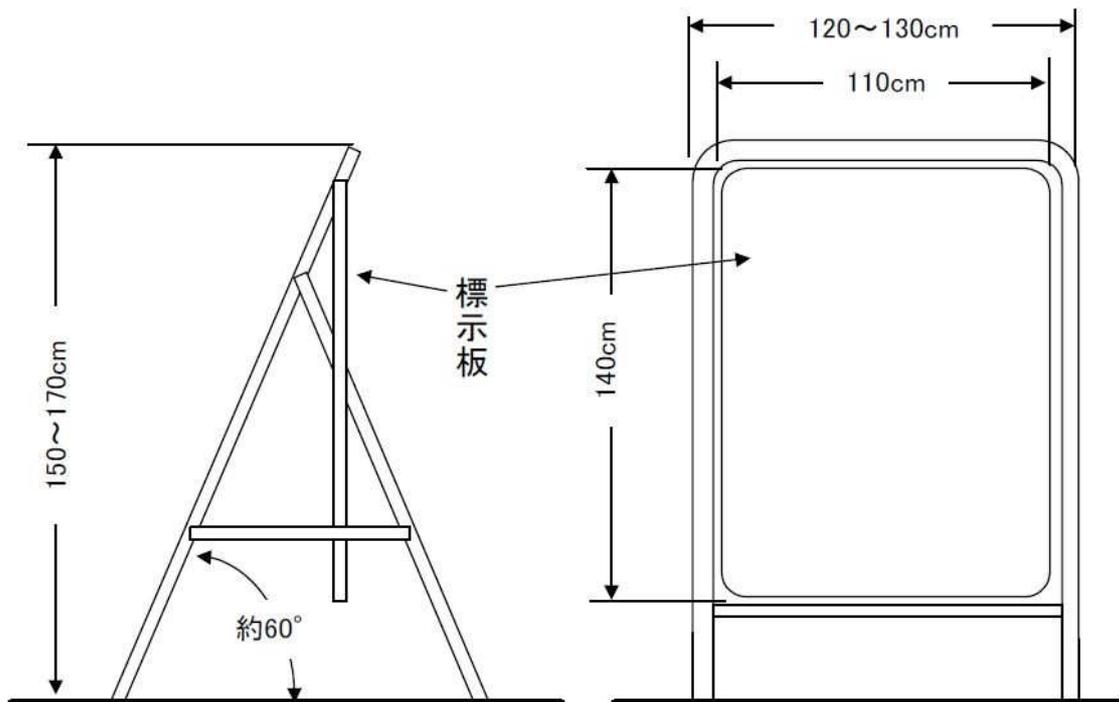
参考（２） 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（3） 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（4） 設置方法の一例



14. 道路工事現場における工事情報看板 及び工事説明看板の設置について

(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号

道路局路政課長 国道・防災課長通達)

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言(「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」)において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1 工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事(以下「道路工事」という。)に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

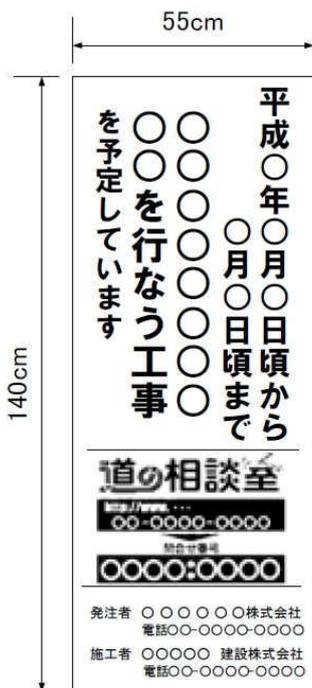
(様式1) 工事情報看板
(道路補修工事)



(様式2) 工事説明看板
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板
(占用企業工事)



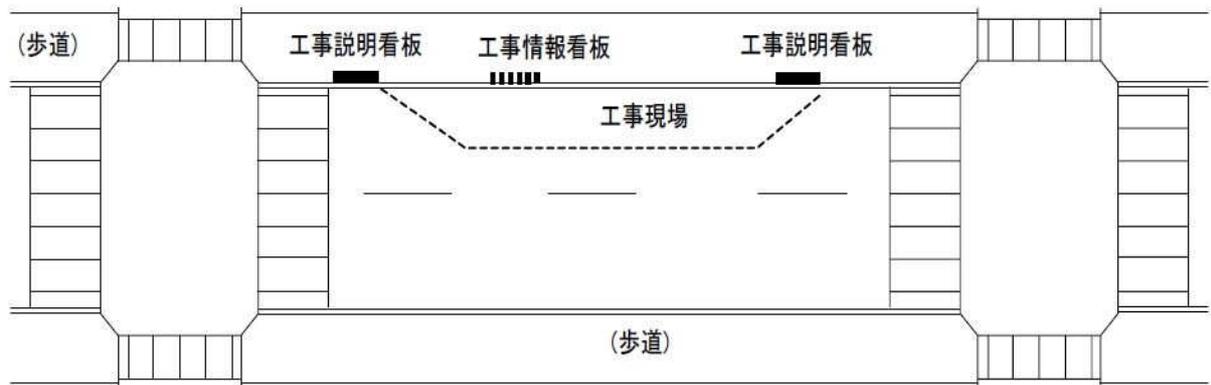
(様式4) 工事説明看板
(占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおります」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示版の設置場所



15. 道路工事保安施設設置基準（案）

（昭和47年2月 建設省道路局国道第一課通知）

目 次

1. 保安施設設置標準図一覧表
2. 保安施設の設置目的
3. 保安施設標準様式図

〔本文省略〕

16. 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）

（平成8年2月15日 都緑対発第1号
建設省都市局公園緑地課都市緑地対策室長通達）
（第5次改訂 平成20年12月 国土交通省都市・地域整備局）

目 次

- 1) 基準の目的
- 2) 適用の範囲
- 3) 用語の定義
- 4) 規格の構成
- 5) 品質の表示項目
- 6) 寸法の表示項目
- 7) 寸法の表示単位
- 8) 品質及び寸法値の判定
- 9) 品質規格
- 10) 寸法規格

[本文省略]

17. 仮締切堤設置基準（案）

（平成22年6月30日一部改定 国土交通省）

1 目的

河川区域及びその周辺で行われる工事において、その施工期間中における治水上の安全を確保するため、仮締切を設置する場合の基準を定めるものである。

また、出水期（融雪出水等のある地方ではその期間を含む）においては河道内の工事を行わないものとする。但し、施工期間等からやむを得ないと認められる場合は、治水上の安全を十分確保して実施するものとする。

※ここでいう治水上の安全を確保すべき対象は、堤内地及び既存の河川管理施設等のことである。

2 適用範囲

この基準は河川区域内及びその周辺で行われる工事に伴い設置する河川堤防にかわる仮締切に適用する。

3 仮締切の設置

河川堤防にかかる仮締切は次の各号の一つに該当する場合に必ず設置するものとする。

但し、堤防開削によって洪水または高潮被害の発生する危険が全く無い場合は除く。

（1）河川堤防を全面開削する場合

（2）河川堤防を部分開削するもののうち、堤防の機能が相当に低下する場合

※堤防の機能が相当に低下する場合は設計対象水位（後述）に対して、必要な断面が確保されていない場合をいう。

4 仮締切の構造

4-1. 構造形式

（1）堤防開削を行う場合

既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造でなければならない。特に出水期間における仮締切は鋼矢板二重式工法によることを原則とし、地質等のために同工法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。

なお、土堤による仮締切の場合は法覆工等による十分な補強を施し、かつ川裏に設けるものとする。但し、河状等から判断して流下能力を阻害しない場合であって、流勢を受けない箇所についてはこの限りではない。

異常出水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤内地の状況等を踏まえ、応急対策を考慮した仮締切構造を検討する。

部分開削の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。

※ここでいう出水への対応策とは、台風の接近などによる河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうなど設置する対策をいう。

※設計対象水位（後述）

（2）堤防開削を行わない場合

流水の通常的作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造とする。

4-2. 設計対象水位

（1）堤防開削を伴う場合

① 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）とする。

② 非出水期においては工事施工期間（不測の実態による工期の延長も十分考慮のこと）の既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河積で流下させるための水位のうちいずれか高い水位とする。但し、当該河川の特長や近年の出水傾向、背後地の状況等を考慮して変更することができる。

なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水位とすることができる。

③ 出水期、非出水期に係わらず、既設堤防高が①②より求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。

(2) 堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず、工事施工期間の過去5ケ年間の時刻最大水位を目安とする。但し、当該水位が5ケ年間で異常出水と判断される場合は、過去10ケ年の2位の水位を採用することができるものとする。

なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水位とすることができる。

4-3. 高さ

(1) 堤防開削を伴う場合

① 出水期においては既設堤防高以上とする。

② 非出水期においては設計対象水位相当流量に余裕高(河川管理施設等構造令第20条に定める値)を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定するものとする。但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とすることができる。

※ここでいう出水時の応急対策とは、台風接近時などに河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうを設置するなどの対策をいう。

(2) 堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず4-2(2)定めた設計対象水位とする。但し、波浪等の影響等これによりがたい場合は、必要な高さとするすることができる。

なお、本基準の目的に鑑み、上記により求めた高さを上回らない範囲で別途定めることができる。

4-4. 天端幅

(1) 堤防開削を伴う場合

仮締切の天端幅は河川管理施設等構造令第21条に定める値以上とする。但し、鋼矢板二重式工法による場合は大河川に於いては5m程度、その他の河川に於いては3m程度以上とするものとし、安定計算により決定するものとする。

(2) 堤防開削を伴わない場合

構造の安定上必要な値以上とするものとする。

4-5. 平面形状

仮締切の平面形状は流水の状況、流下能力等にできるだけ支障を及ぼさないものとする。

4-6. 取付位置

(1) 河川堤防にかわる仮締切

堤防開削天端(a-a')より仮締切内側迄の長さ(B)は、既設堤防天端巾または、仮締切堤の天端巾(A)のいずれか大きい方以上とする。

※仮締切の現況堤防との接続は矢板を現況堤防に嵌入させてもよい。但し嵌入させた場合は後述する7 堤体の復旧に従って矢板の引き抜きによる堤体のゆるみ及び基礎地盤のゆるみに対する補強対策を行うものとする。

5 流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響

5-1. 堤防開削を伴う場合

(1) 出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

(2) 非出水期

仮締切設置後の断面で4-2(1)②で定める仮締切設計対象水位時の洪水流量に対する流下能力が一連区間において確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

5-2. 堤防開削を伴わない場合

(1) 出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力を確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

(2) 非出水期

仮締切設置後の断面で非出水期期間中の最大流量に対する流下能力を一連区間において確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

※流下能力の算定は不等流計算等により行うことができる。

※出水の状況によっては仮締切周辺の河川管理施設等に被害を生じる場合があるため、必要に応じて対策を施す。

※堤内地盤高が各々の場合で想定される水位以上である場合はこの限りではない。

6 補強

川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取付部の上下流概ね $D = 2A$ の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等で補強するものとする。

また、仮締切を川裏に設置する場合には、堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等により補強するものとする。

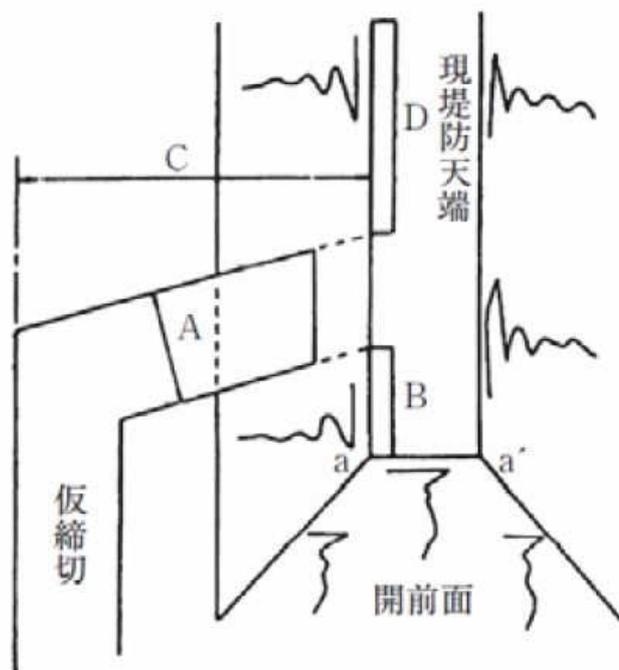
7 堤体の復旧

仮締切撤去後の堤体部は表土1程度を良質土により置き換え、十分に締固め復旧すると共に、必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧も行うものとする。

なお、水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施すものとする。

8 その他

この基準は、一般的基準を示したものであり、異常出水や背後地の著しい変化等により、これによることが適当でない場合には治水上の安全を十分考慮し、別途措置するものとする。



18. 三重県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
二 最終処分場	廃棄物処理法第15条第1項の規定による三重県知事(以下「知事」という)の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。
三 中間処理施設	廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する施設のうち、最終処分場を除いた施設をいう。

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び三重県県税条例（昭和25年三重県条例第37号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、事業所ごとに、産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者に課する。ただし、次に掲げる搬入については、この限りでない。

一	産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が当該産業廃棄物を自ら有する中間処理施設において処分するための搬入
二	排出事業者がその処分を他人に委託した産業廃棄物のうち中間処理施設で処分された後のもの（前号に規定する搬入に係る産業廃棄物が処分された後のものを除く。）の搬入

(納税管理人)

第5条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第6条 前条第二項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

(産業廃棄物税の減免)

第6条の2 知事は、特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認める者に対し、産業廃棄物税を減免することができる。

(課税標準)

第7条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

一	最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量
二	中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量

施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	0.10
二 乾燥施設又は中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.00

備考 この表において「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」及び「油水分離施設」とは、廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。

2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、当該産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第8条 中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量が前条第一項第二号の規定により算出した重量に満たない場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めるときに限り、当該産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物を中間処理施設のうち規則で定める再生施設（以下「再生施設」という。）へ搬入する場合には、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

(税率)

第9条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき千円とする。

(免税点)

第10条 4月1日から翌年3月31日までの間（以下「課税期間」という。）における中間処理施設又は最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計（以下「課税標準量」という。）が千トンに満たない場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第11条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第12条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに（課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあっては、当該事業所の廃止の日から1月以内に）、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第13条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

- 2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正又は決定の通知等)

第14条 法第733条の16第4項の規定による更正若しくは決定をした場合又は法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額若しくは法第733条の19第4項の規定による重加算金額を決定した場合においては、規則で定める通知書により、これを納税義務者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する納期限までに納付しなければならない。

(帳簿の記載義務等)

第15条 産業廃棄物税の納税義務者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、第12条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(徴税吏員の質問検査権)

第16条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号及び第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査することができる。

一	納税義務者又は納税義務があると認められる者
二	前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三	前二号に掲げる者以外の者で産業廃棄物税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

- 2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

- 3 第1項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 産業廃棄物税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、法第733条の24第6項の定めるところによる。

(県税条例の特例)

第17条 産業廃棄物税の賦課徴収については、三重県県税条例第3条第2号中「狩猟税」とあるのは「狩猟税 産業廃棄物税」と、同条例第6条の2第2項中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税及び産業廃棄物税」と、同条例第7条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例（平成13年三重県条例第51号）」と、同条例第8条中「10 知事は、第2項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」とあるのは「10 第2項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の課税地は、三重県産業廃棄物税条例第4条に規定する産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の所在地とする。11 知事は、第2項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」と、同条例第9条及び第11条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例」とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物税の使途)

第19条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

附則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。
- 2 この条例を施行するために必要な規則の制定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成14年3月26日 三重県条例第22号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年7月1日 三重県条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。（後略）

附則（平成16年3月23日 三重県条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成16年3月31日 三重県条例第42号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

附則（平成17年3月28日 三重県条例第18号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

19. 三重県生活環境の保全に関する条例

(平成13年3月27日 三重県条例第7号)
(平成15年3月17日 三重県条例第16号改正)
(平成16年3月23日 三重県条例第24号改正)
(平成17年10月21日 三重県条例第67条改正)
(平成20年10月24日 三重県条例第44条改正)
(平成22年3月29日 三重県条例第9条改正)

目 次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減
第1節	自主的な環境保全活動の推進（第5条－第7条）
第2節	温室効果ガス等の排出抑制等（第8条－第10条）
第3節	自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第11条－第15条）
第4節	焼却行為等の制限（第16条－第20条）
第5節	日常生活等における水質汚濁の防止（第21条）
第3章	工場等における公害の防止
第1節	ばい煙等の排出の規制（第22条－第41条）
第2節	大気汚染物質の総排出量規制（第42条－第46条）
第3節	建設作業等に関する規制（第47条－第55条）
第4節	地下水採取の規制（第56条－第72条）
第5節	土壌及び地下水汚染に関する規制（第72条の2－第72条の10）
第4章	環境美化等
第1節	環境美化の促進（第73条－第76条）
第2節	放置されている自転車の撤去の推進（第77条－第86条）
第5章	削除
第6章	生活環境保全調整会議（第97条－第100条）
第7章	雑則（第101条－第105条）
第8章	罰則（第106条－第113条）

[本文省略]

20. 三重県リサイクル製品利用推進条例

(平成13年3月27日 三重県条例第46号)
(平成17年3月28日 三重県条例第38号改正)
(平成17年10月21日 三重県条例第67号改正)
(平成18年3月28日 三重県条例第43号改正)
(平成21年3月25日 三重県条例第38号改正)

(目的)

第1条 この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品（以下「再生資源等」という。）を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいう。ただし、次に掲げるものを利用することにより、生産等をされるものを除く。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物又は同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物
- 二 規則で定める方法により測定されたその空間放射線量率の値が0.14マイクログレイ毎時を超えるもの

(県の責務)

第3条 県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。

(県と市町との協働等)

第5条 県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力を行うものとする。
- 3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする。

(認定及び認定基準)

第6条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

- 一 県内の工場又は事業場（第三号及び第16条第1項において「工場等」という。）において生産等をされる製品であること。
 - 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
 - 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。
 - 四 前三号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。
- 2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者（第八条第七項において「生産予定者」という。）

の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して六月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。

- 3 知事は、第一項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。

(三重県リサイクル製品認定委員)

第7条 知事は、前条第一項の認定（以下「製品認定」という。）に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員（以下この条において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。

- 2 知事は、第9条第1項の認定、第10条第1項若しくは第2項の取消し、第12条第2項の通知又は第13条の是正若しくは改善の勧告に当たって必要があると認めるときは、認定委員の意見を聴くことができる。
- 3 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(認定の申請及び通知等)

第8条 製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 2 製品認定の有効期間は、5年を超えない範囲で規則で定めるものとする。
- 3 前項の有効期間が終了する場合において、第1項の規定による申請を行った者（以下この条及び第16条第1項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。
- 4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
- 5 製品認定を受けたリサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）の生産等をする者（以下「認定生産者」という。）は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。
- 6 知事は、第一項の規定による申請があったリサイクル製品が認定基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるところにより、当該開始予定日の前日から起算して30日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。
- 8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第一項の規定による申請に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請し、認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第10条 知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき（第8条第8項の規定による確認により判明したときを含む。）又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

- 2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことが

できる。

- 一 第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
 - 二 正当な事由がなく第8条第七項又は前条第一項の規定による申請をしないとき。
 - 三 第11条第2項の規定による報告をしないとき。
 - 四 第13条の是正又は改善を行わないとき。
- 3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第1項若しくは第2項の規定により取り消されたときは、第8条第5項の規定による表示をしてはならない。
 - 4 知事は、第一項又は第二項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
 - 5 第1項又は第2項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあった日の翌日から起算して5年間は、第8条第1項の規定による申請を行うことができない。

(認定生産者の義務)

- 第11条 認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画（第3項及び第13条において「品質等管理計画」という。）を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。
- 2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第8条第2項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。
 - 3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

(認定の取下げ等)

- 第12条 認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第10条第1項又は第2項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。
 - 4 第2項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して5年間は、第8条第1項の規定による申請を行うことができない。

(是正又は改善の勧告)

- 第13条 知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。

(類似表示の禁止)

- 第14条 何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(県の調達等)

- 第15条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。
- 2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。
 - 3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。

(立入検査等)

- 第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者（以下この項及び次項において「認定生産者等」という。）若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。
 - 3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 4 第一項の規定による立入検査及び第二項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(研究開発の支援)

第17条 県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。

(広報啓発)

第18条 県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(その他)

- 第19条 この条例は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。
- 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日三重県条例第38号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日三重県条例第67号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年3月28日三重県条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第六条第一項の規定による認定を受けている者については、改正後の条例第11条第1項及び第3項（品質等管理計画に係る部分に限る。）並びに第13条の規定は、平成18年12月31日までの間は、適用しない。

附 則（平成21年3月25日三重県条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

21. 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

(平成13年9月25日 三重県規則第80号)
(平成17年4月26日 三重県規則第52号改正)
(平成18年3月28日 三重県規則第29号改正)
(平成21年3月25日 三重県規則第27号改正)
(平成21年12月11日 三重県規則第65号改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県リサイクル製品利用推進条例（平成13年三重県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(再生資源の測定方法)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める方法は、「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」（平成3年5月30日科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会報告）に基づく空間放射線量率の測定方法に準じて測定する方法とする。

(認定基準等)

- 第4条 条例第6条第1項第二号に掲げる基準のうち、生産に用いる再生資源等の割合は、別表第一のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。
- 2 条例第6条第1項第二号に掲げる基準のうち、県内で発生する再生資源等の割合は、製品の生産に使用される再生資源等の重量の50パーセント以上とする。
 - 3 すべての製品において、前二項に規定する割合については、可能な限り高い率とするよう努めなければならない。
 - 4 条例第6条第1項第四号の基準は、別表第二のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる製品の種類ごとに、同表の下欄に掲げる認定基準とする。ただし、再生資源等の性状や製品の用途等によっては、あらかじめ認定委員の意見を聴いた上で、必要な項目を認定基準の項目に加えることができる。
 - 5 知事は、別表第一又は別表第二に掲げる認定基準が制定されていない製品にあつては、認定委員の意見を聴いて、当該製品を認定リサイクル製品として認めることができる。
 - 6 知事はリサイクル製品の安全性を確認するため、試験研究機関等による試験検査結果等の提出を求めることができる。

(認定委員の任期等)

- 第5条 認定委員の数は、20名以内とする。
- 2 認定委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
 - 3 知事は、必要があると認めるときは、認定委員以外の者から意見を聴くことができる。

(認定の申請等)

- 第6条 条例第8条第1項の規定による申請は、リサイクル製品認定申請書（第一号様式）により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第一項の証明書（第15条第2項第一号において「計量証明書」という。）等は申請日の前90日以内に発行されたものに限る。）
 - 二 リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類

- 三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類
- 四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を明らかにする書類
- 五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類
- 六 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 七 その他知事が必要と認めるもの

(認定の有効期間)

第7条 条例第8条第2項の有効期間は、5年とする。

(認定の通知)

第8条 条例第8条第4項の規定による通知は、リサイクル製品認定通知書（第二号様式）により行うものとする。

(認定リサイクル製品であることの表示)

第9条 条例第8条第5項の規定による表示は、次に掲げる表示のいずれかにより行うものとする。

- 一 「三重県認定リサイクル製品」の文字の表示
 - 二 知事が別に定める図形の表示
 - 三 前二号の表示を同時に使用した表示
- 2 前項第二号の知事が別に定める図形を使用する場合は、これを変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）し、他の図形若しくは前項第一号に掲げる文字以外の文字を同時に使用し、又は知事が別に定める色以外の色を用いてはならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(要件に適合しない旨の通知)

第10条 条例第8条第6項の規定による通知は、リサイクル製品認定基準不適合通知書（第三号様式）により行うものとする。

(認定後の確認の申請等)

第11条 条例第8条第7項の規定による申請は、認定リサイクル製品確認申請書（第四号様式）により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、第6条第2項第一号に掲げる書類その他知事が必要と認めるものを添付するものとする。

(認定後の確認の通知)

第12条 条例第8条第8項の規定による通知は、認定リサイクル製品確認結果通知書（第五号様式）により行うものとする。

(変更の申請等)

第13条 条例第9条第1項の規定による申請は、認定リサイクル製品変更申請書（第六号様式）により行うものとする。

- 2 前項の申請には、第六条第二項に規定する書類（変更事項に係るものに限る。）を添付するものとする。
- 3 条例第九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 認定生産者の主たる事務所の所在地
 - 二 認定生産者の主たる事務所の名称
 - 三 認定生産者の代表者の氏名
- 4 条例第9条第2項の規定による届出は、認定リサイクル製品変更届出書（第七号様式）により行うものとする。

(品質等管理計画の記載事項)

第14条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、検査方法及び検査頻度
- 二 認定リサイクル製品の生産工程を管理するための項目及び目標値又は基準値
- 三 再生資源等の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、受入れに当たっての検査方法及び検査頻度
- 四 その他認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために知事が必要と認める事項

(適合状況の報告等)

第15条 条例第11条第2項の規定による報告は、リサイクル製品認定基準適合状況報告書(第八号様式)により、製品が認定された日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過する日の翌日を起算日としてそれぞれ30日以内に行うものとする。ただし、条例第8条第3項の規定により同一製品について再度認定を受けるために申請書の提出を行った年の報告については、この限りでない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類
- 二 リサイクル製品の生産等において利用する原材料並びに再生資源等の受入れ状況、配合割合及び成分を明らかにする書類
- 三 リサイクル製品の生産及び販売に関する書類
- 四 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 五 前号の計画の実施状況を明らかにする書類
- 六 その他知事が必要と認めるもの

(認定の取下げ)

第16条 条例第12条第1項の規定による届出は、製品認定取下げ届出書(第九号様式)により行うものとする。

(県の行う工事における掲示等)

第17条 条例第15条第3項の規定による掲示は、当該工事を行う場所において看板、表示板等により行うものとする。

2 条例第15条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 製品名
- 二 認定番号
- 三 再生資源等を使用した製品である旨

(身分証明書)

第17条 条例第16条第3項の身分を示す証明書の様式は、第十号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年4月26日三重県規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月28日三重県規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第43号。以下この項において「改正条例」という。)による改正前の三重県リサイクル製品利

用推進条例（平成13年三重県条例第46号。次項において「旧条例」という。）第6条第1項の規定による認定を受けている者に係る当該認定の基準については、改正後の規則第4条及び別表第二の規定にかかわらず、改正条例による改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例第9条第1項の規定による変更の申請を行う場合を除き、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定による認定を受けている者については、改正後の規則第15条第2項第六号及び第七号の規定は、平成18年12月31日までの間は、適用しない。

附 則（平成21年3月25日三重県規則第27号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月11日三重県規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間（以下この項において「経過期間」という。）において、この規則の施行の際、現に条例第6条第1項の規定による認定を受けている製品（経過期間内に条例第8条第3項に規定する申請があったものを含む。）に係る改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（次項において「改正規則」という。）第4条第1項及び第2項の規定は、当該製品の認定期限が到来するまでの間は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際、現に条例第6条第1項の規定による認定を受けている製品に係る改正規則第4条第4項の規定については、平成22年3月31日までは、なお従前の例による。

別表第一（第四条関係）

区分	割合
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条の規定に基づき策定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下この項において「基本方針」という。）に再生資源等の割合が定められている製品	基本方針に定められた配合率
コンクリート二次製品（再生資源等として溶融スラグのみを用いて生産されたもので、日本工業規格プレキャスト鉄筋コンクリート製品又はプレキャスト無筋コンクリート製品のうち附属書に推奨仕様が示されている製品に限る。）	コンクリート配合に占める溶融スラグの重量の割合が10パーセント以上
緑化基盤材（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が80パーセント以上
肥料（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が100パーセント
間伐材類製品（再生資源等として間伐材類のみを使用しているものに限る。）	製品の木質部に占める再生資源等の重量の割合が100パーセント

備考 割合については、小数点以下を四捨五入した値とする。

別表第二（第四条関係）

区分	製品の種類	認定基準
1 品質及び安全性に関する基準	すべての製品	工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しくは基準
	肥料取締法第四条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第二十二条に規定する届出された「特殊肥料」	「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号）の「別表十二汚泥肥料等」の左欄の下水汚泥肥料の基準のうち、含有を許される有害成分の最大量の条件
	製品の用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するもので、前項に掲げるものを除く。	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成三年環境庁告示第四十六号）の別表に定める項目のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素の環境上の条件
2 その他の基準	すべての製品	国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第十条第一項に基づき県が作成する環境物品等の調達の推進を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品ごとの基準

22. みえ・グリーン購入基本方針

平成20年7月15日

21世紀の環境を創造するためには、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要です。三重県では、県自らの環境負荷を低減させるため「みえ・グリーン購入指針」を策定するとともに、購入から廃棄に至る総合的なシステムを構築し、県のすべての組織でグリーン購入に取り組んできました。この取り組みをさらに拡充・発展させ、県自らが消費者としてグリーン購入の意義を再認識し、「ごみゼロ社会の実現」や「地球温暖化の防止」などの重点課題への対応を通じ、持続的発展が可能な循環型社会を構築するため「みえ・グリーン購入基本方針」を定めます。

1. 基本的な考え方

物品等の使用量の節減、有効利用に努めることを第一とし、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するため、次の原則により取り扱うこととします。

(1) 必要性考慮の原則

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とします。

(2) ライフサイクル考慮の原則

- ・物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの物品等のライフサイクル全体について考慮します。
- ・物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意します。
- ・購入に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断します。
 - ① 長期間の使用が可能なもの
 - ② 再生素材や再使用部品を使用しているもの
 - ③ リサイクルや分別廃棄が容易なもの
 - ④ 廃棄時に環境負荷がより少ないもの
 - ⑤ 省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの
- ・公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意します。

(3) 事業者環境配慮の原則

事業者の選定にあたっては、ISO14001、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード（MEMS：ミームス）等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っていることや、情報を公開していることも考慮します。また、事業者に対し、環境保全活動への積極的な取り組みを働きかけます。

2. 対象物品等及び対象組織

県が調達する物品、公共工事（県が行う建築及び土木等すべての工事）及び役務を対象とし、県のすべての組織（企業庁、病院事業庁、県警察、県立学校、各種委員会を含む）において取り組みます。

3. 基本調達品目及びその判断基準

県が調達する基本的な品目（以下「基本調達品目」という）とその判断基準は、「環境物品等*の調達方針」（以下「調達方針」という）に定めます。

4. 運用方法

- (1) グリーン購入の運用管理は ISO14001 環境マネジメントシステムに基づいて行います。なお、ISO14001 の認証を取得していない組織においては、同システムに準じて行います。
- (2) 毎年度の調達方針は、物品等の開発・普及状況を勘案のうえ定めます。
- (3) グリーン購入の実績は、各年度の調達方針に基づいて公表します。

* 「環境物品等」とは、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（第2条）に定める次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 1 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ）の低減に資する原材料又は部品
- 2 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用 又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 3 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

23. 三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が発注する建設工事等及び建設業許可（以下「公共工事等」という）に対する暴力団。又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

二 入札参加資格者

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。）第4条の規定に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

三 県発注工事

三重県（三重県住宅供給公社、三重県土地開発公社及び三重県道路公社を含む。）、三重県企業庁、三重県病院事業庁、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事等をいう。

四 役員等

ア 法人にあつては、役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあつては、その者及び支配人をいう。

五 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

六 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

七 暴力団関係者

暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。

八 暴力団員等

暴力団員及び暴力団関係者をいう。

九 暴力団関係法人等

暴力団及び暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

十 不当介入

県発注工事の契約相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

(建設業許可からの排除)

第3条 知事は、建設業の許可を受けようとする者（許可の更新を受けようとする者を含み、個人の場合は、その者、支配人及び営業所の代表者、法人の場合は、役員、支配人及び営業所の代表者をいう。）が、現に暴力団の構成員であると認められるときは、建設業法第7条第3号に定める許可の基準に適合しないものとして適切な措置をとるものとする。

(関係官公庁等からの情報入手に伴う建設工事等の入札参加対象からの排除)

第4条 県土整備部長は、警察等関係行政機関以外の関係官公庁及びその他の機関から、入札参加資格者及びその役員等に関する情報を入手したときは、警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うことができるものとする。

2 県土整備部長は、前項の確認の結果、入札参加資格者及びその役員等が別表－1に掲げるいずれかに該当すると確認されたときは、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づき適切な措置をとるものとする。

3 発注機関の長は、前項による措置を受けた入札参加資格者と契約中の建設工事等がある場合は、契約を解除することができる。

(警察等関係行政機関からの通報に伴う建設工事等の入札参加対象からの排除)

第5条 県土整備部長は、入札参加資格者及びその役員等が別表－1に掲げるいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報があるときは、前条第2項と同様の措置をとるものとする。

2 発注機関の長は、前項による措置を受けた入札参加資格者と契約中の建設工事等がある場合は、前条第3項と同様の措置をとるものとする。

(建設工事等における資材購入等の排除)

第6条 受注者（下請けを含む。）は、別表－2に掲げる資材会社等の役員等又は中小企業団体及び中小企業等協同組合等の組合員が暴力団員等、暴力団又は暴力団関係法人等と認められるときは、その資材会社等から別表－3に掲げる資材を購入したり、別表－2に掲げる施設を使用してはならない。

2 県土整備部長は、前項の資材会社等に該当するとして警察等関係行政機関から通報があったときは、受注者に通知するとともに、当該事実を知りながら前項に違反すると認められるときは、第4条第2項と同様の措置をとるものとする。

3 発注機関の長は、前項による措置を受けた入札参加資格者と契約中の建設工事等がある場合は、第4条第3項と同様の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 発注機関の長は、受注者に対し、契約の履行に当たって暴力団員等による不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び発注機関に報告を行うことを義務付けるものとする。この義務付けのために特記仕様書に別表－4の項目を明示するものとする。

2 発注機関の長は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を県土整備部長に文書により通知するものとする。

3 県土整備部長は、前項の通知を受けたときは警察へ、警察への通報等を受けて警察からの通報又は発注機関への報告を怠り警察からの通報を受けたときは発注機関の長へ速やかにその内容を通知するとともに、受注者から同一の通報又は報告がなされているか確認するものとする。

4 発注機関の長は、前項の場合において、受注者からの報告がなされていないことが確認されたときは、県土整備部長に対し、受注者が発注機関への報告を怠った旨を文書により報告するものとする。

5 県土整備部長は、警察からの通報により、別表－1－1に該当すると認められるときは、第4条第2項と同様の措置をとるものとする。

6 発注機関の長は、前項による措置を受けた入札参加資格者と契約中の建設工事等がある場合は、第4条第3項と同様の措置をとるものとする。

7 受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の変更協議を行うときは、警察との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

8 受注者が発注機関へ報告する際には必ず文書で行うものとする。

(情報管理)

第8条 当要綱を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の第3条から第7条までに基づき措置をする場合の具体的な手続きについては、三重県県土整備部長と三重県警察本部刑事部長との間で別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

なお、第7条については、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表-1

- 1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団員等と認められる場合。
- 2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団員等を利用したと認められる場合。
- 3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- 4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合。
(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合である。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)
- 5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
(社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶことや、暴力団員等が開催するパーティ等その他の会合に招待する、あるいはされる若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
- 6 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団員等であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

別表-1-1

- ・受注者がその契約の履行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等又は発注機関への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められる場合。

別表－ 2 【資材会社等】

【資材会社】

- ・ 個人が経営する会社等
- ・ 法人が経営する会社、商社等
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体、及び中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合
- ・ その他、資材を販売する事業者、会社、組織等一切

【施設】

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に定める産業廃棄物処理施設等

別表－ 3 【資材】

【資材】

生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む）、土砂、コンクリート二次製品等

別表－ 4

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項第 10 号）を受けた場合の措置について

- （1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項第 8 号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- （3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

24. 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

平成13年3月30日 国官技第70号、国営技第30号
大臣官房技術調査課長、大臣官房営繕技術管理室から
各地方整備局企画部長、各地方整備局営繕部長あて

施工体制台帳に係る書類の提出について

標記について、別紙要領により実施することにしたので通知する。

なお、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成7年9月25日付け建設省技調発第182号、平成8年7月1日付け建設省営監発第47号）は廃止する。

(別紙)

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制の把握するとともに、請負者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる工事。

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（選任している場合のみ）の顔写真

- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 提出様式は、別紙様式を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付け国総建第84号）を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条
- ・土木工事共通仕様書 第1編共通編「1-1-13 施工体制台帳」

6. 適用

この要領は、平成13年4月1日以降に発注する工事に適用する。

平成13年3月30日国コ企第3号
大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室長から
各地方整備局技術調整管理官あて

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う 追加措置について

「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）は大臣官房技術調査課長及び営繕技術管理室長より通知したところであるが、施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置については、別添特記仕様書記載例を参考に、特記仕様書に記載して対応されたい。

別添 特記仕様書記載例

【施工体制台帳】

請負者は、別紙「様式例4（工事担当技術者）」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

【現場の管理】（必要に応じ記載）

請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

〈名札の例〉

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
印	

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

施工体制台帳の作成等について（通知）

平成7年6月20日建設省経建発第147号
最終改正：平成24年5月1日国土建第57号
国土交通省土地・建設産業局建設業課長 から
各地方整備局等建設業担当部長、
各都道府県建設業主管部局長 あて

建設業法の一部改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなったが、その的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を別紙のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

一 作成特定建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の7第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における当該特定建設業者（以下「作成特定建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

（1）施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）以上となったときに生じるものであるが、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

（2）下請負人に対する通知

発注者から請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の額の総額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）に達するときは、

- ① 作成特定建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成特定建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の7第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所の3点を記載した書面を交付しなければならない。
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営む

もの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

（3）下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成特定建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

（4）施工体制台帳の作成方法

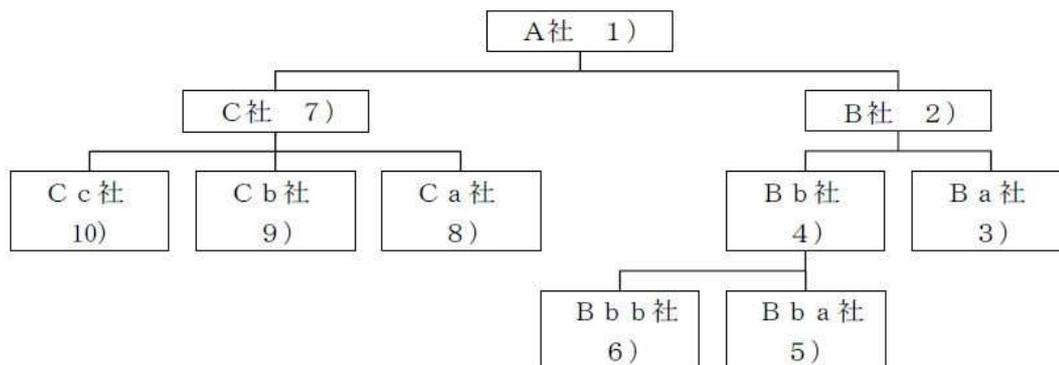
施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成特定建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようによい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をB a社及びB b社とし、B b社が下請契約を締結した建設業を営む者をB b a社及びB b b社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をC a社、C b社、C c社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の1) から10) の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

- 1) A社自身に関する事項（規則第14条の2第1項第1号）及びA社が請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第2号）
- 2) B社に関する事項（規則第14条の2第1項第3号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第4号）
- 3) Ba社に関する…〔B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付〕
- 4) Bb社に関する…〔B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付〕
- 5) Bba社に関する…〔Bb社が提出する 〃 〕
- 6) Bbb社に関する…〔Bb社が提出する 〃 〕
- 7) C社に関する（規則第14条の2第1項第3号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第4号）
- 8) Ca社に関する…〔C社が提出する 〃 〕
- 9) Cb社に関する…〔C社が提出する 〃 〕
- 10) Cc社に関する…〔C社が提出する 〃 〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあつては、作成特定建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成特定建設業者に該当することとなった場合は、作成特定建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成特定建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成特定建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領5の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びへの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成特定建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「建設大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を記載する。

チ 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領5の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類（規則第14条の2第2項）関係

イ 第1号の書類は、作成特定建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあつては、

請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、平成13年10月1日以降の契約に係る公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成特定建設業者が置いた監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成特定建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号へに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項または添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項記載についても、(4)に掲げたと同様に、作成特定建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第2号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第1号及び第2号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成特定建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(9)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(9)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載

された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成特定建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(1)①の書面の交付を受けた場合や、工事現場に一

(1)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成特定建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該地の建設業を営む者に対し、一(1)①の書面を交付しなければならない。

② 作成特定建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面（以下「再下請負通知書」という。）を持って行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があるが、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようによい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成特定建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。（規則第14条の4第2項）

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が新たに下請契約を締結し下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、平成13年10月1日以降の契約に係る公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項または添付した書類（法第19条第1項の規定による書面）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤ 作成特定建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一(2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成特定建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成特定建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一(1)の金額を下回る場合など法第24条の7第一項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第十四条の二等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載すること望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第3号）は、廃止する。

三重県公共工事共通仕様書

平成24年7月1日

編集兼 三重県 県土整備部
発行 公共事業運営課



この冊子は再生紙を使用しています。